

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備並びにこれらの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。
(第二条、別表第一号及び別表第二号関係)

二 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。